

●令和7年度予算について

《厳しさの続く健保財政》

本年2月3日に開催された第164回組合会において令和7年度予算が可決・承認されましたのでご報告いたします。

(予算のあらまし)

少子高齢化が進展する中において、平成23年度以降健保組合の財政は厳しい状況が続いています。令和7年度も、保険給付費や納付金(前期高齢者納付金・後期高齢者支援金)の増加が見込まれますが保険料率は据え置くことにしました。支出不足分は積立金の取り崩しで対応する予定です。また、介護保険につきましても、料率を据え置くことにしました。

1. 保険料率の据え置き

(%)

	令和 6 年度	令和 7 年度	差 異
健康保険	9.50	9.50	0.00
介護保険	1.80	1.80	0.00
計	11.30	11.30	0.00

2. 令和7年度予算の内訳(健康保険)

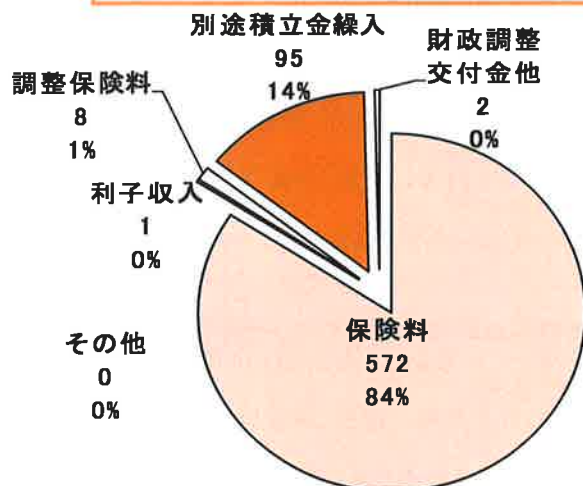
(単位:百万円)

入			出		
	科 目	予算額		科 目	予算額
経常 収入	保険料	906	経常 支出	事務費、連合会費他	60
	利子収入	2		保険給付費	486
	その他	0		納付金・支援金等	405
				保健事業費	62
①	計	908	②	計	1,013
経常外 収入	調整保険料	13	経常外 支出	財政調整事業拠出金	13
	別途積立金繰入	150		予備費他	49
	財政調整事業交付金他	4			
	計	167		計	62
収入合計			支出合計		
1,075			1,075		
経常収支 ①－②			908 - 1,013 = △ 105		

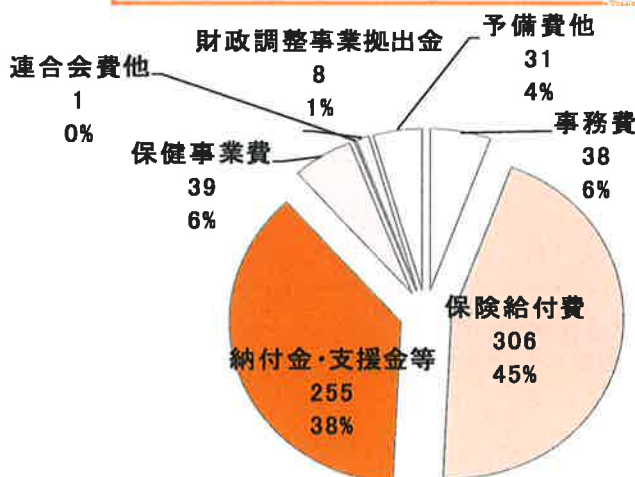
令和7年度予算内訳(被保険者1人当たり)

(単位:千円/人)

収 入 (総額 678)



支 出 (総額 678)



☆合同製鐵健康保険組合組合会議員(選定議員)交代のお知らせ

- ・2025/3/31 退職 組合会議員 選定議員 小林 秀昭
 - ・2025/4/1 公示 組合会議員 選定議員 野口 竜一 (合同製鐵姫路製造所 業務部長)
- 任期 : ~ 令和9年8月28日まで

● ご家族の方へ 「特定健康診査・特定保健指導」 受診のお願い

40歳以上のご家族(被扶養者)の方を対象に、「高齢者の医療確保に関する法律」により、特定健康診査及び特定保健指導の指導の義務が課せられています。

受診には以下の方法があるので**いずれかの方法で積極的に受診**をお願いします。

また、その他の保健事業としてファミリー歯科健診等があります。

歯科については、毎年疾病件数・金額ともに多く、令和6年は件数・金額ともに1位となっています。

歯の健康は非常に大切です！ぜひ、ご自宅やお住いの近くの会場のファミリー歯科健診を受診してください！

(1) 特定健康診査の受診

①	「受診券」による方法 <4月下旬に被保険者経由で配布> <「受診券」の配布方法について> 被保険者の皆様にお渡しします。各家庭に持ち帰り、併せて被扶養者(対象者)の方に受診して頂くように要請をお願いします。	・無料 ・受診者に粗品進呈 ・実施期間 配布～令和8年3月末
---	---	--

「受診券」以外の受診方法

②	巡回健診による方法 <対象者に案内を配布(5月初旬)>	・委託先の京都工場保健会による巡回健診 個人1割負担 (がん検診等の特定健康診査以外の検診も含まれています) ・実施期間 令和7年6月～令和8年2月 申込みは期限 8月/末
③	人間ドックの受診による方法 <健診機関に予約し、健康保険組合に人間ドック申込書を提出>	・契約健診機関の場合 個人1割負担 ・契約以外の健診機関の場合は、30,000円を上限に9割補助。 (がん検診等の特定健康診査以外の検診も含まれています) ・実施期間 令和7年4月～令和8年3月末

(2) その他の保健事業について

①	ファミリー歯科健診 <各期の開始前に対象者に案内を配布> ※令和5年からハガキでの申し込みがなくなりWEBのみの申し込みになりました。 ★被保険者の方で各事業所で開催する歯科健診を受診された方はファミリー歯科健診は受診出来ません。歯科健診(保健事業)は1人年1回限りとなります。	・歯科医による健診と、歯科衛生士による歯垢除去、歯磨き指導 ・前期:主に大阪、福岡で実施 後期:近畿・関東地方で実施 ※日程が前年より早い場所があります。詳しくは配布した案内やホームページで確認してください。 ・無料
②	訪問健康指導 <対象者に被保険者経由で案内を配布>	・電話により訪問日時場所を決めて、保健師がご指定の場所にて健康相談、指導を実施。 ・被扶養者(主に高齢者)を対象に実施 ・無料 ・実施期間 令和7年9月頃～令和8年3月
③	特定保健指導(1) <健保から対象者に被保険者経由で案内を配布>	・電話やメールにより初回面談の日時方法を決めて、ご指定の方法で保健師と初回面談を実施。以後3か月もしくは6か月間のWEB又は電話等での保健指導を実施。 ・特定健診でメタボ判定の方を対象に実施(過去に実施した方も含む) ・無料 ・実施期間 令和7年5月頃～令和8年9月
	特定保健指導(2) <健診機関にて対象者に案内>	・健診機関にて初回面談の日時場所を決めて、健診機関の指定の場所にて初回面談を実施。以後3か月もしくは6か月間のWEB、電話等での保健指導を実施。 ・特定健診でメタボ判定の方を対象に実施(過去に実施した方も対象) ・無料 ・実施期間 令和7年5月頃～令和8年9月
④	脳ドック	・健診機関で受診いただき、後日療養費として請求してください。 ・40歳以上を対象に実施 ・上限30,000円まで9割健保負担。 ・実施期間 令和7年4月頃～令和8年3月